

第 3 編 解 説

1 府民経済計算の考え方

府民経済計算とは、大阪府という行政区域における各産業の生産活動によって1年間に生み出された価値(付加価値)を、生産・分配・支出という三つの面からとらえることにより、経済の規模や産業構造を総合的、体系的に明らかにしようとするものである。

農業、製造業、商業等の各産業は、労働者や機械・設備等を使い、原材料を投入して財貨・サービスを生産する。生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって単純に合計したものが**生産総額(産出額)**である。

この中には生産に当たって原材料として投入された、いわゆる中間生産物(中間投入)が含まれており、この部分を除くことにより、生産活動によって新たに生み出された**付加価値(府内総生産)**が得られる。

$$\text{付加価値(府内総生産)} = \text{生産総額(府内産出額)} - \text{中間生産物(中間投入)}$$

更に、この中には建物や機械・設備等が生産過程において減耗する価格分(=固定資本減耗)が含まれており、この部分を除くことにより、**正味の付加価値(府内純生産)**が得られる。

$$\text{正味の付加価値(府内純生産)} = \text{付加価値(府内総生産)} - \text{固定資本減耗}$$

生産活動によって新たに生み出された付加価値は、生産に参加した各要素、すなわち労働者には賃金、企業には利潤等の形で分配され、分配された価値は消費や投資等の形で支出される。

このように、経済活動は生産 → 分配 → 支出 という循環を繰り返すが、これらは同一の価値の流れを異なった側面からとらえたものであり、概念上の調整を加えると、

$$\text{生産} = \text{分配} = \text{支出}$$

の関係が成り立つ。これを「**三面等価の原則**」という。

2 府民経済計算の基本的概念

2-1 府内ベースと府民ベース

付加価値をとらえるには、推計方法の違いにより、府内ベースと府民ベースがある。

府内ベースは、大阪府という行政区域内での生産活動によって生み出された付加価値を、生産に携わった者の居住地にかかわらずとらえることを、府民ベースは、府内居住者(=府民)が生産活動によって生み出した付加価値を、その就業地にかかわらずとらえることをいう。

府内総生産に府県間の所得受払の差額である「府外からの所得(純)」を加えたものが、府民総生産となる。

$$\text{府民総生産} = \text{府内総生産} + \text{府外からの所得(純)}$$

2-2 総生産と純生産

付加価値を評価する場合、建物や機械・設備が生産の過程において減耗する価格分(=固定資本減耗)を含むか否かによって、総生産と純生産の違いがある。

固定資本減耗を含むものを総(グロス)生産と、控除したものを純(ネット)生産という。

$$\text{府内純生産} = \text{府内総生産} - \text{固定資本減耗}$$

2-3 市場価格表示と要素費用表示

付加価値を表示するのに、市場価格でとらえる方法と要素費用でとらえる方法がある。

市場価格表示は、付加価値を市場で取引される商品の売買価格(市場価格)により、要素費用表示は、生産のために必要とされる労働や資本等の生産要素に対して支払われた費用(賃金、利潤等)により評価する方法である。

要素費用表示の府内純生産に生産・輸入品に課される税を加え補助金を控除したものが、市場価格表示の府内純生産となる。

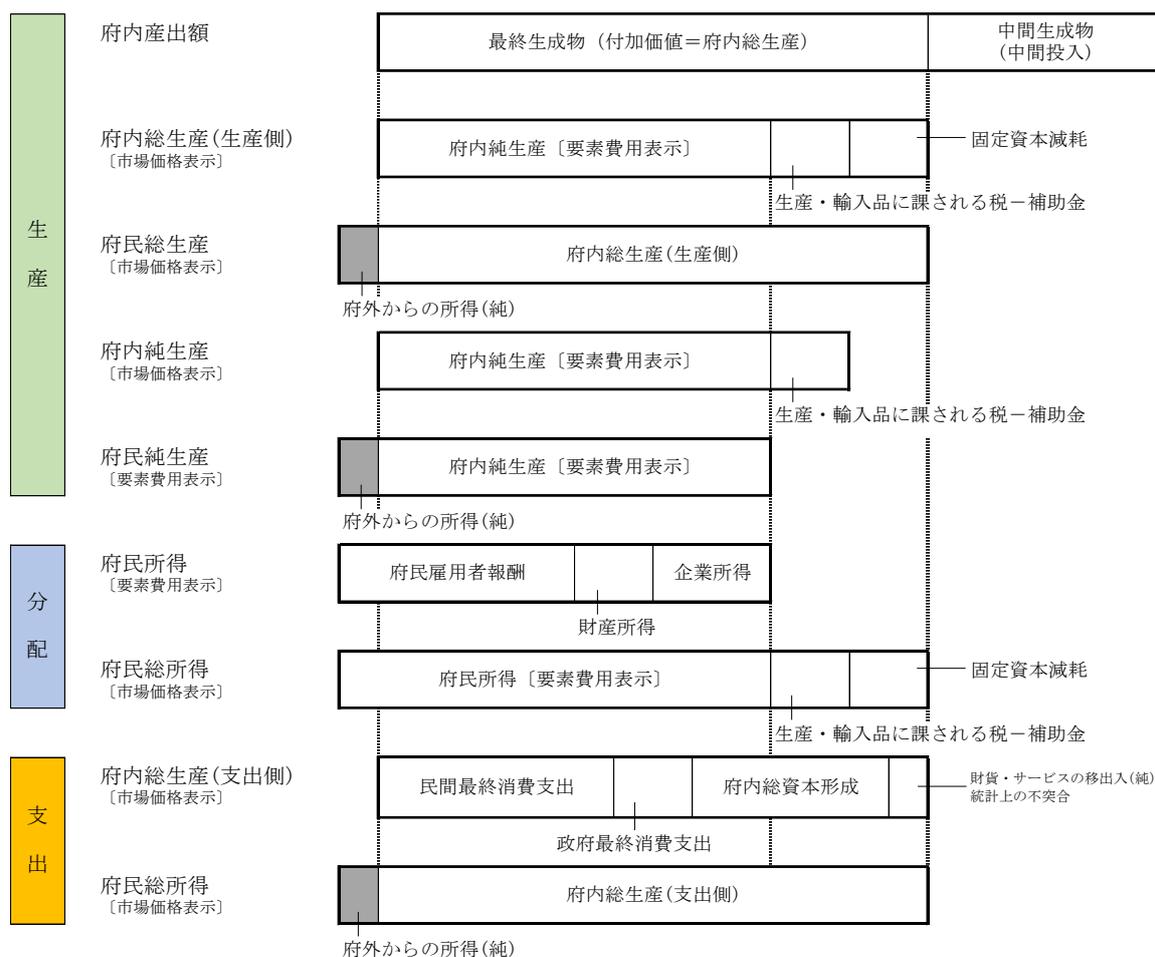
$$\begin{aligned} & \text{市場価格表示の府内純生産} \\ & = \text{要素費用表示の府内純生産} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金} \end{aligned}$$

府民経済計算の諸系列相互関連図

府内総生産(生産系列)は一年間の生産活動により新たに生産された最終生産物(付加価値)の貨幣評価額であり、生産活動に参加した労働、土地、資本等の各生産要素の所得(分配系列)となり、更に消費や投資等の形で支出(支出系列)に充てられる。

この相互の関連を図示すると、図1のとおりとなる。

図1 府民経済計算の諸系列相互関連図



2-4 名目値と実質値

名目値は、各年の市場価格で評価された金額を集計したもので、物価変動の影響が含まれている。実質値は、物価変動の影響を除いて計算したもので、経済の実質的な伸びを見る場合に用いられる。

実質値を直接推計することは困難であるため、各種の物価指数を利用して作成したデフレーター(物価調整指数)で名目値を除して求めている。大阪府民経済計算では、連鎖方式により算出している。

$$\text{実質値} = \text{名目値} \div \text{デフレーター}$$

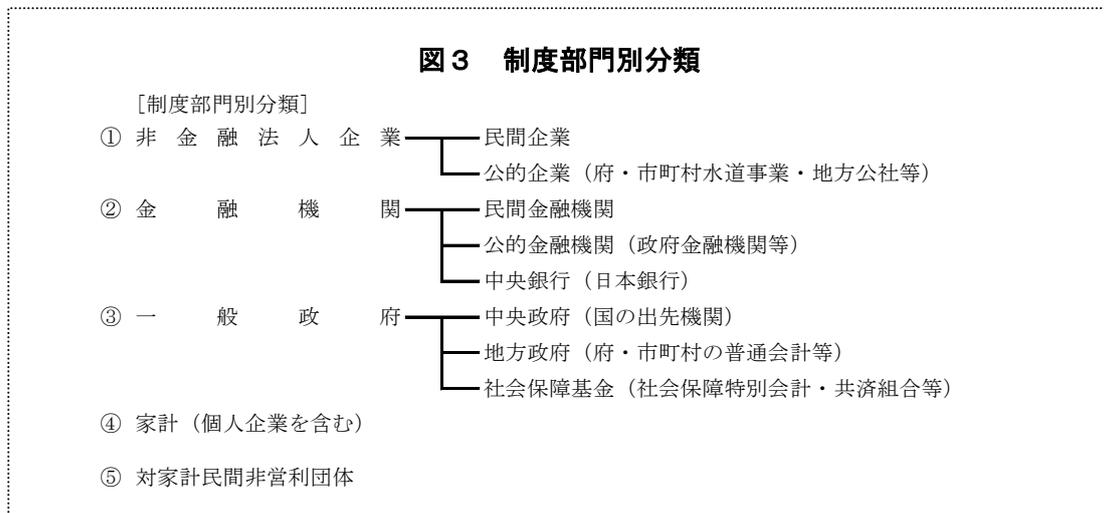
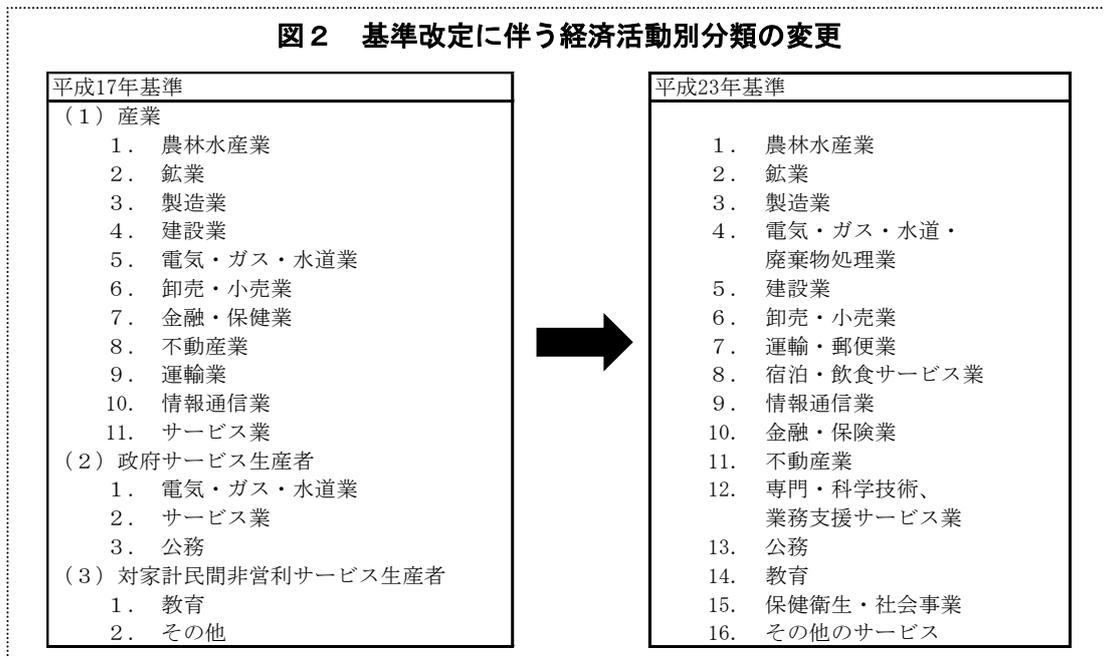
2-5 経済活動別分類と制度部門別分類

府民経済計算のようにマクロ集計量を取り扱う勘定体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。いくつかの観点からの分類基準が考えられるが、実物と金融の2分法に従って経済活動別分類と制度部門別分類とに分類する。

経済活動別分類は、財貨・サービスの生産について意思決定を行う主体の分類である。生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所が基本単位となっている。なお、平成23年基準(2008SNA 準拠)から、国際標準産業分類(ISIC Rev.4)と可能な限り整合的になるよう設定されている。

制度部門別分類は、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類であり、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計(個人企業を含む)、⑤対家計民間非営利団体の5つに大別される。

2つの分類を図で示すと、図2、図3のとおりとなる。



2-6 遡及改定

府民経済計算は多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査の中には毎年実施されないものも多く、実施されない年次については便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。したがって、新しい調査結果が公表された時はそのデータを用いて過去に遡って修正することになる。

このように、新しい年度の推計結果の公表の際には過年度の数値についても遡って改定を行っているので、利用に当たっては注意が必要である。

3 国民経済計算体系(SNA)への対応

3-1 国及び大阪府における推計の沿革、SNA への対応

国民所得統計は、内閣統計局(現総務省)が昭和3(1928)年にまとめた「大正14年における国民所得」が最初である。

以降、国民所得の推計がいくつか行われたが、戦後、国民所得の総額に重点を置く推計から経済の構造的循環をとらえる国民所得勘定へと発展し、昭和28(1953)年に「昭和26年国民所得報告」として閣議報告されて以来毎年、政府による推計及び公表が行われている。

一国の経済状態についての記録として、国民所得統計はいく度かの改定を経ながら推計が続けられてきたが、昭和53(1978)年に、昭和43(1968)年の国際連合勧告に基づき、従来の「国民所得統計」から国際的な基準である「国民経済計算体系(System of National Accounts:いわゆる68SNA)」に移行した。さらに、平成12(2000)年に、平成5(1993)年の国際連合勧告に基づき、新たな国民経済計算の基準である「1993年国民経済計算体系(93SNA)」に移行した。これにより、制度部門別の勘定体系の詳細化を中心に、コンピューター・ソフトウェアの資本化、社会資本に係る固定資本減耗の記録、国民総所得の概念の導入等を行った。その後、93SNA策定後の経済・金融環境の変化等に対応するため、国際連合においてその改定作業が進められ、平成21(2009)年、新たな国民経済計算の基準として「2008年国民経済計算体系(08SNA)」の使用が勧告された。この勧告に基づき、平成28(2016)年に93SNAから08SNAに移行した。

大阪府では、昭和25年に「大阪府民所得(統計)」の推計を開始し、以降、昭和45年度版から国民所得統計の改定に伴い計算体系や表章形式を改め、昭和53年度版から段階的に68SNAへ移行を図り、平成12年度確報から93SNAによる「県民経済計算標準方式(平成14年版)」に基づく推計を行い、その後、08SNAによる「県民経済計算標準方式(平成23年基準版)」に基づき移行作業を進め、平成27年度確報から08SNAに移行した。

国民経済計算及び県民経済計算については、5年ごとに基準改定を行うこととされている。平成27年度確報での基準改定により、名目値のベンチマーク年である体系基準年が平成17暦年から平成23暦年に、物価の総合指数であるデフレーター基準が「平成17暦年=100」から「平成23暦年=100」に変更された。

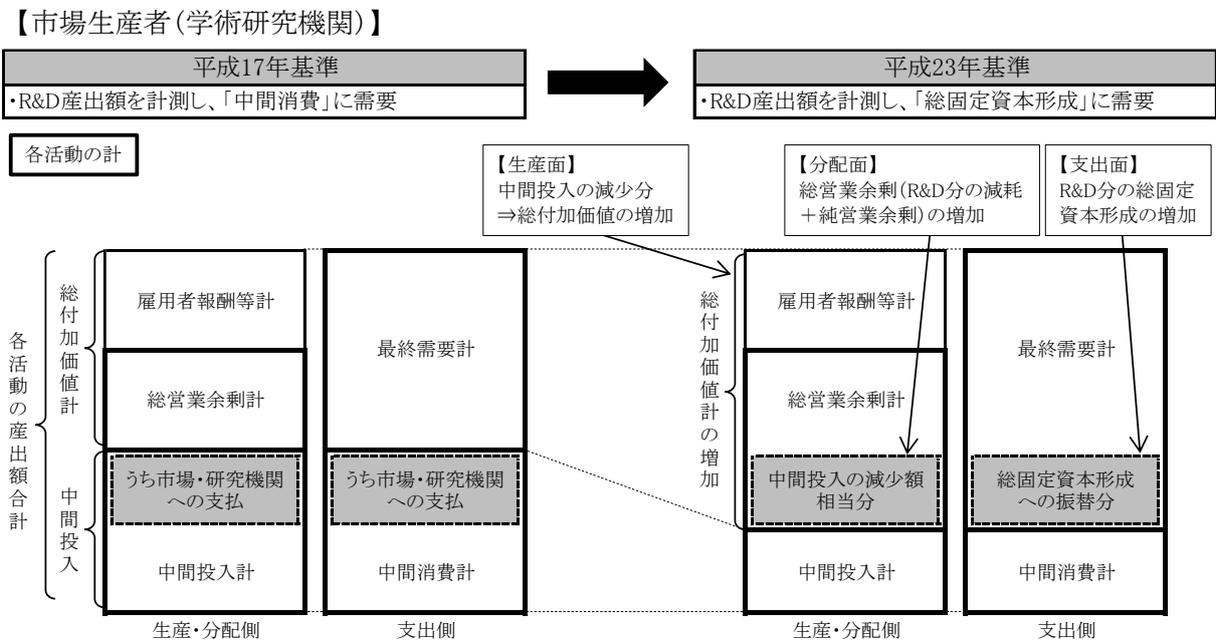
3-2 08SNA 移行に伴う主な変更点

08SNA への移行(平成 27 年度確報)により、県民経済計算では新しい概念の導入や表章形式の変更等が行われている。

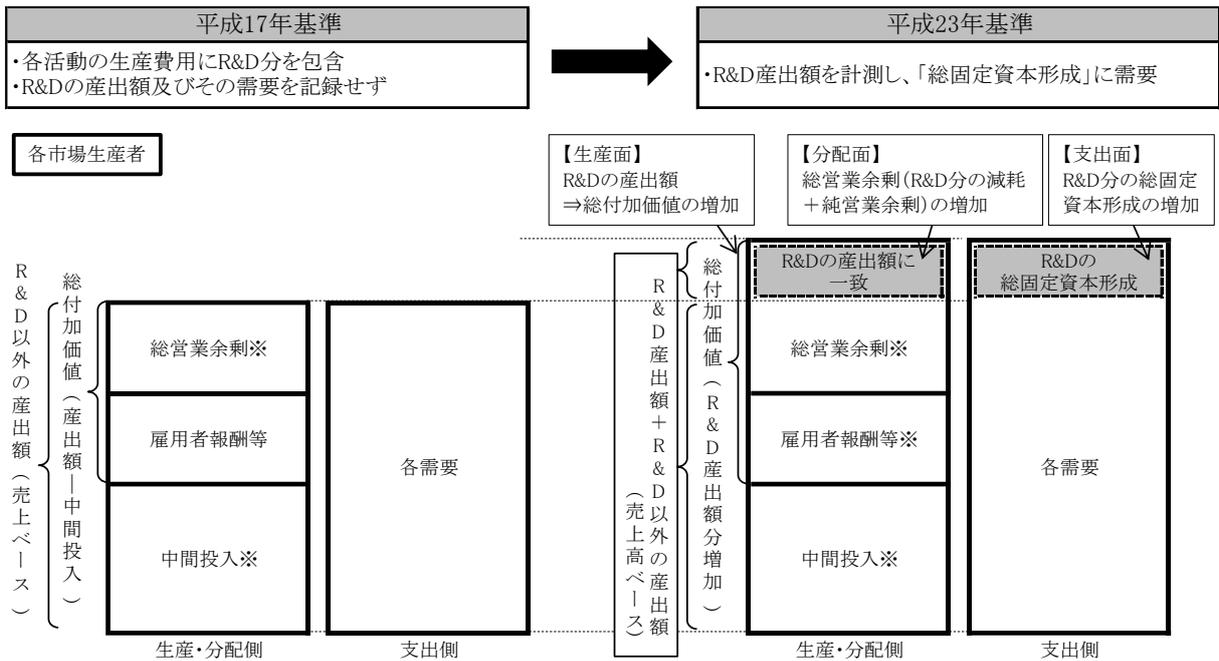
- ① 研究・開発(以下「R&D」という。)の資本化に伴い、市場生産者/非市場生産者にかかわらずR&Dサービスの産出額を計測するとともに、その需要先を総固定資本形成として扱うこととなった。(詳細は図4を参照)
- ② 年金受給権の記録に係る勧告の変更に伴い、確定給付型の雇用関連年金制度(DB企業年金)について、発生ベースで記録することとなった。
- ③ 保証(定型保証)の扱いの精緻化に伴い、住宅ローン保証等のように小口化・定型化された保証取引について、非生命保険と同様に産出額等を記録することとなった。
- ④ 所有権移転費用の扱いの精緻化に伴い、中間消費として扱ってきた住宅・宅地の売買に係る不動産仲介手数料について、総固定資本形成として扱うこととなった。
- ⑤ その他中央銀行産出額の明確化等の改定が行われた。

08SNA の特徴、内容、推計方法については、内閣府経済社会総合研究所が公表している「国民経済計算の平成 23 年基準改定に向けて」(平成 28 年 9 月 15 日)、「国民経済計算の平成 23 年基準改定の概要について」(平成 28 年 9 月 30 日)、「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について(平成 23 年基準版)」(平成 28 年 11 月 30 日)、「国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)平成 23 年基準版」(平成 29 年 3 月 24 日)等を参考にされたい。

図4 R&Dの資本化による府内総生産への影響

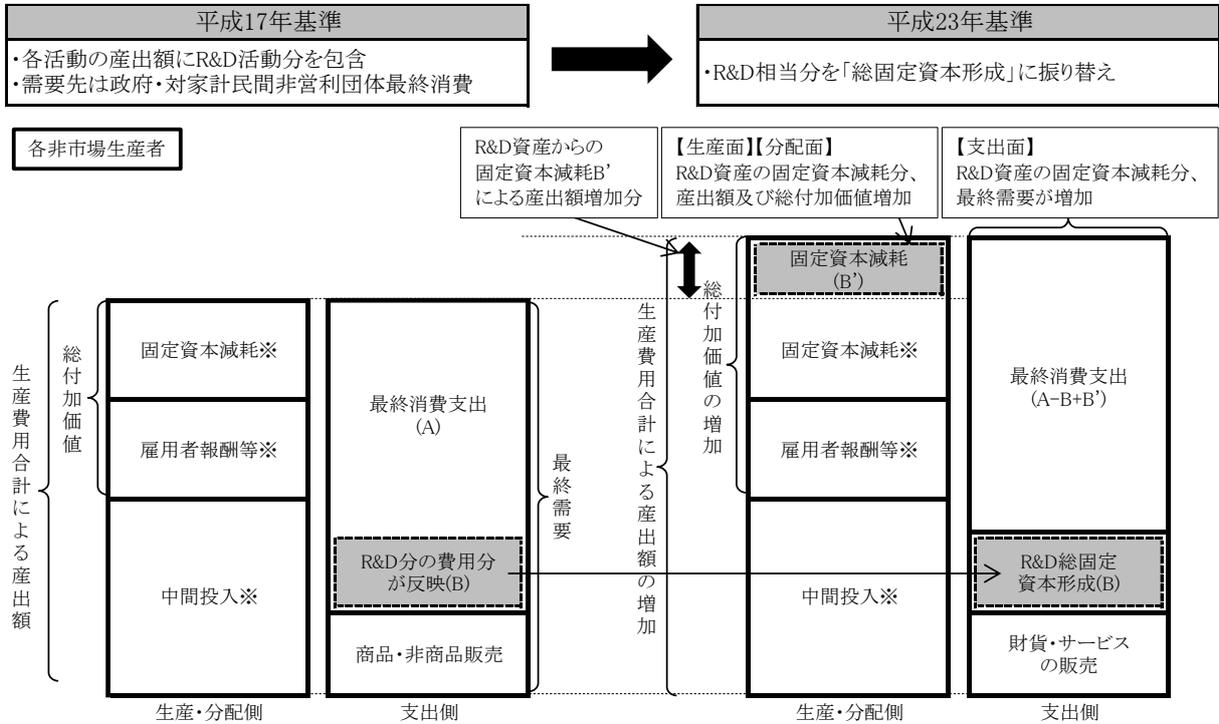


【市場生産者(企業内研究開発)】



※平成17年基準でも各経済活動の中間投入や雇用者報酬、固定資本減耗等にはR&D活動に要した費用分が含まれる。

【非市場生産者】



※R&D活動に要した費用を含む。

3-3 実質化方法の変更

国民経済計算では、総合的な物価指数(デフレーター)を固定基準年方式で算出してきたが、平成16年公表分から、国内総生産(支出側)については、連鎖方式によるデフレーター及び実質値を正式系列とすることとなった。平成16年度確報からは、国内総生産(生産側)にも連鎖方式を導入した。

大阪府民経済計算では、平成16年度確報から府内総生産(生産側)に、平成27年度確報からは府内総生産(支出側)にも連鎖方式を導入した。

固定基準年方式と連鎖方式

固定基準年方式(fixed-base methods)では、デフレターの計算においてはパーシェ型(比較年のウェイト構成で計算)、実質値の計算においてはラスパイレズ型(基準年のウェイト構成で計算)を用いており、基準年から経過するほど、相対価格の変化が大きいものほど「指数バイアス」が著しくなる。

連鎖方式(chain-linking methods)は、このような問題点を踏まえ、実質化において常に前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法である。つまり、「指数バイアス」が最小限となり、実質化において常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。

3-4 23年基準改定に伴う主な変更点

「3-2 08SNA移行に伴う主な変更点」以外の平成23年基準改定に伴う主な変更点は、次のとおりである。

① 経済活動別分類の変更

国際標準産業分類(ISIC Rev. 4)との整合性を図り、市場生産者の活動と非市場生産者の活動を活動内容に沿った形で変更を行った(詳細は図2「基準改定に伴う経済活動別分類の変更」参照)。

なお、非市場生産者の活動と経済活動別分類との対応は次表のとおり。

非市場生産者(政府)の活動別分類

作業分類	表章分類(付表)
90 下水道	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
91 廃棄物処理	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
92 水運施設管理	7 運輸・郵便業
93 航空施設管理(国営)	7 運輸・郵便業
94 公務	13 公務
95 教育	14 教育
96 社会教育	16 その他のサービス
97 学術研究	12 専門・科学技術・業務支援サービス業
98 保健衛生・社会福祉	15 保健衛生・社会事業

非市場生産者(非営利)の活動別分類

作業分類	表章分類(付表)
99 教育	14 教育
100 社会教育	16 その他のサービス
101 自然・人文科学研究機関	12 専門・科学技術・業務支援サービス業
102 社会福祉	15 保健衛生・社会事業
103 その他	16 その他のサービス

② 生産・輸入品に課される税の範囲の変更

「生産・輸入品に課される税」としていた事業税(法人事業税、個人事業税、地方法人特別税)は「所得・富等に課される経常税」へ算入することとなった。

③ 役員賞与の取扱いの変更

「財産所得」の配当としていた役員賞与は、平成17年の会社法改正により役員給与と同様に費用処理されることになったことから、雇用者報酬へ算入することとなった。

4 統計表に係る用語解説

4-1 主要系列表 経済活動別府内総生産

経済活動別総生産は、一定期間内(通常は1会計年度)に府内の生産活動によって新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示す。

(1) 府内総生産

産出額から物的経費(中間投入)を控除したものであり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金から成る。

総生産は府内概念によって捉えられたものであるため、府内で生産された生産物であれば、他府県の県民に対し所得として分配されたものも含まれるが、府外からの所得でその源泉が他府県内の生産に関わるものは含まれない。

府内総生産に府県間の所得受払の差額「府外からの所得(純)」を加算すれば、「市場価格表示の府民総所得」が得られる。

(2) 輸入品に課される税・関税

生産・輸入品に課される税の一種で、関税、輸入品商品税、輸入品に係る消費税から成る。輸入する事業所所在府県で計上する。

各経済活動への格付けが難しいため、欄外で一括計上している。

(3) 総資本形成に係る消費税

課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度(仕入税額控除)が採られている。このため、支出系列の総資本形成(総固定資本形成、在庫変動)においては、この控除分(=総資本形成に係る消費税)を除いた金額で記録されている(修正グロス方式)。

生産側から府内総生産を計測する際も総資本形成に係る消費税分を控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため、一括して控除処理を行っている。

(4) 帰属計算

府民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供又は享受に際し、実際には市場でその対価の受払が行われなかったにもかかわらず、行われたとみなして取引計算を行うことをいう。

主なものとしては、持ち家に係る住宅賃貸料である帰属家賃や農家における農産物の自家消費がある。

持ち家の帰属家賃

実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅(持ち家住宅)について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなし、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。

府民経済計算では、住宅自己所有者(家計)は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、その帰属家賃は家計の生産額に計上され、営業余剰は家計の営業余剰となる。

(5) 連鎖方式(chain-linking methods)

実質化の指数計算において、前年を基準年として毎年積み重ねて接続する方法である。

常に前年を基準年とすることで固定基準年方式で生じていた「指数バイアス」が解消され、実質化において常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。しかし、実質値に加法整合性がないので、内訳の和と合計とは一致しないという難点がある。

ア ダブル・デフレーション

経済活動別府内総生産の実質値は、産出額の実質値と中間投入額の実質値を計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求めている。これを「ダブル・デフレーション」という。

イ インプリシット・デフレーター

デフレーターは、名目値と実質値の比率から事後的に算出している。この算出方法をインプリシット方法といい、求められたデフレーターを「インプリシット・デフレーター」という。

t期のデフレーター (パーシェ型)	$\frac{\sum P_1^i Q_1^i}{\sum P_0^i Q_1^i} \times \frac{\sum P_2^i Q_2^i}{\sum P_1^i Q_2^i} \times \dots \times \frac{\sum P_{t-1}^i Q_{t-1}^i}{\sum P_{t-2}^i Q_{t-1}^i} \times \frac{\sum P_t^i Q_t^i}{\sum P_{t-1}^i Q_t^i} \times 100$ <p style="text-align: center;">t-1期のデフレーター</p>
t期の実質値 (ラスパイレス型)	$\sum P_0^i Q_0^i \times \frac{\sum P_1^i Q_1^i}{\sum P_0^i Q_0^i} \times \frac{\sum P_2^i Q_2^i}{\sum P_1^i Q_1^i} \times \dots \times \frac{\sum P_{t-2}^i Q_{t-1}^i}{\sum P_{t-2}^i Q_{t-2}^i} \times \frac{\sum P_{t-1}^i Q_t^i}{\sum P_{t-1}^i Q_{t-1}^i}$ <p style="text-align: center;">t-1期の実質値</p>

P_t^i : i財のt期における価格指数

Q_t^i : i財のt期における数量指数

4-2 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配

制度部門別の可処分所得は、居住者が一定期間(通常は1会計年度)に携わった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得(第1次所得)を制度部門別に分配した上で、その他の経常移転(純)を加えて記録する。

財産所得は、非企業部門については純受取が記録される。企業部門については、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の純受取(受取-支払)を加えた企業所得が示される。

以上の合計額が、要素費用表示の府民所得である。これに生産・輸入品に課される税が加算されて市場価格表示の府民所得となり、さらに経常移転の純移転が加えられて府民可処分所得となる。

(1) 府民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者(employees)への分配額を指す。雇用者とは、府内に居住し市場生産者・非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者から個人事業主と無給の家族従業者を除いた全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

具体的には、次のような項目によって構成されている。

ア 賃金・俸給

現物の給与を含む。

現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬(給与や賞与)、議員歳費等が含まれる。

現物給与は、自社製品等の支給等主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

イ 雇主の社会負担

「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」から成る。

① 雇主の現実社会負担

概念上、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担とに分かれる。

雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。年金基金への雇主の負担金には、雇主による退職一時金の支払額のうち発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。

雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる

② 雇主の帰属社会負担

概念上、雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担とに分かれる。

雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度(雇用関係をベースとした社会保険制度)のうち確定給付型の退職後所得保障制度(年金と退職一時金を含む)に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれらの制度に係る年金受給権のうちある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分(現在勤務増分)に、これらの制度の運営費(年金制度の手数料)を加えたものから、これらの制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付(私的保険への拠出金や公務災害補償)が含まれる。

(2) 財産所得(非企業部門)

①一般政府、②家計、③対家計民間非営利団体ごとに財産所得の受払を表示したものを指す。企業部門の財産所得は企業所得(企業部門の第1次所得バランス)に含まれる。

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」から成り、更に内訳として次の4つに分類される。

ア 利子

特定の種類の金融資産(預金、債務証券、貸出等)の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより受け取る所得を指す。ただし、府民経済計算上に記録される利子のうち預金や貸出・借入に係る利子は、「FISIM 調整後」の概念である。

イ 法人企業の分配所得

「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」に分けられる。

「配当」は、法人企業の発行する株式(持分)の所有者たる株主が、資金を当該法人企業が自由に使用できるように資金提供(投資)を行った結果として権利を得る投資所得を指す。

「準法人企業所得からの引き出し」は、法人企業ではないがこれと同様に行動する制度単位である準法人企業について、その所有者が当該企業から引き出す資金を指し、株式会社(法人)の持分権者が受け取る配当と性質が類似するものである。

ウ その他の投資所得

「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰属する投資所得」から成る。

① 保険契約者に帰属する投資所得

生命保険や非生命保険といった保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得(保険帰属収益)及び保険契約者配当が含まれる。

保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に帰属するものであるため、保険会社から保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が追加保険料として保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っている。

② 年金受給権に係る投資所得

雇用関係をベースとする退職後所得保障(企業年金等)について、制度を運営する年金基金に対して受給者たる雇用者(家計)が保有する年金受給権に関する投資所得を指し、現実には年金基金が留保するものであるが、保険契約者に帰属する投資所得と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担(=家計の追加社会負担)として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。

③ 投資信託投資者に帰属する投資所得

投資信託の留保利益分を指す。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦投資信託(金融機関)から投資者(家計等)に支払われ、投

資者が同額を投資信託に再投資するという迂回処理を行う。

本項目の計数は、基礎統計上の制約から、平成 24(2012)年度以降計上されている。

エ 賃貸料

土地等の非生産資産の所有者である制度単位(賃貸人)が他の制度単位(賃借人)にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。

具体的には、土地の純賃貸料と知的財産権等使用料のうち著作権使用料が含まれる。

(3) 企業所得(企業部門の第1次所得バランス)

営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額(純財産所得)を加えたものであり、①民間法人企業、②公的企業、③個人企業ごとに表示される。

ア 営業余剰・混合所得

生産活動から発生した付加価値のうち資本を提供した企業部門の貢献分は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。

営業余剰は、生産活動への貢献分として法人企業部門(非金融法人企業と金融機関)の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。

混合所得は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、営業余剰と区別して混合所得として記録される。

一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

イ 公的企業

次のいずれかの基準を満たす企業を指す。

①政府による所有(資産の半分以上を保有する等)

②政府による支配(役員任命権を有する等)

(例)独立行政法人造幣局、日本銀行、住宅金融支援機構

(4) 府民所得

府民ベース(概念)の要素費用表示の純生産が府民所得として表示される。

府民所得＝府民概念の要素費用表示の純生産

＝府民雇用者報酬＋財産所得(非企業部門)＋企業所得(企業部門の第1次所得バランス)

(5) 生産・輸入品に課される税、(控除)補助金

要素費用表示の府内純生産を市場価格表示の府内純生産に、要素費用表示の府民所得を市場価格表示の府民所得に、それぞれ評価基準を合わせるための項目である。

ア 生産・輸入品に課される税

原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられ

る租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるもの
(例)消費税、関税、事業税、不動産取得税、印紙税、固定資産税

イ (控除)補助金

①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるもので、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるもの、という3条件を満たす経常的交付金である。

(6) その他の経常移転(純)

財産所得以外の経常移転(「年金受給権の変動調整^(注)」を除く)の純受取額(受取一支払)である。大別すると次の4つに分類される。

ア 所得、富等に課される経常税

主に、毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得、法人企業の利潤に課される税、富に課される税から成る。

(支払う側から見れば)定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、本項目ではなく資本勘定の「資本移転」として記録される。

自動車関連諸税は、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結びつくものではないため、所得・富等に課される経常税に記録される。

(例)所得税、法人税、府市町村民税、家計の負担する自動車関係諸税

イ 純社会負担

社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払を指す。

このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は「雇主の社会負担」と呼ばれ、前述(府民雇用者報酬の項)のとおり、雇用者報酬に含まれる。

一方、雇用者本人が行う負担は、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」から成る。家計の現実社会負担は、具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や企業年金に係る掛金の被保険者本人負担分が記録される。家計の追加社会負担は、前述(財産所得の項)のとおり、「年金受給権に係る投資所得」と同額が記録される。

そして、年金基金に係る制度の運営費用(年金基金の産出額に相当)を「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。

「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から「年金制度の手数料」を控除した集計値を「純社会負担」と呼ぶ。

ウ 現物社会移転以外の社会給付

病気、失業、退職、住宅、教育、家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図し、家計に対して支払われる経常移転であり、更に次の4つに分類される。

① 現金による社会保障給付

一般政府(社会保障基金)の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付である。

(例)国民年金保険や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付、雇用保険給付、児童手当

② その他の社会保険年金給付

一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付である。

(例)確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額、発生主義により記録される退職一時金支給額

③ その他の社会保険非年金給付

社会保障基金(一般政府)や年金基金(金融機関)といった外部機関を利用せず、自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付である。

(例)現金主義で記録する(発生主義で記録しない)退職一時金、私的保険への拠出金

④ 社会扶助給付

社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転である。

(例)生活保護費、恩給、無償の奨学金

エ その他の経常移転

「非生命純保険料」、「非生命保険金」、「一般政府内の経常移転」、「他に分類されない経常移転」から成る。

① 非生命純保険料

非生命保険に係る保険契約者又は定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料又は保証料の総額から非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ(非生命保険、定型保証の産出額)を差し引いたもので、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。

② 非生命保険金

損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。

③ 一般政府内の経常移転

一般政府の内訳部門(中央政府、地方政府、社会保障基金)の間の経常移転を指す。

④ 他に分類されない経常移転

(1)一般政府により強制的に課せられた罰金・科料、(2)個人間の仕送り、贈与、寄附等の移転、(3)対家計民間非営利団体である私立学校に対する政府の助成や個人の寄附、宗教団体への個人の寄附等の移転、(4)社会給付を除く一般政府から他の制度部門への経常的支出を賄う観点から支払われる給付金や補助金等、(5)中央銀行の非市場サービス産出に対応する中央政府への経常移転等が含まれる。

(注)年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度(企業年金や退職一時金)に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得の使用勘定において家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。したがって、同じ年金制度であっても社会保障制度(公的年金制度)に係る負担と給付の差額は、本項目には含まれない。

(7) 府民可処分所得

市場価格表示の府民所得に府外からのその他の経常移転(財産所得以外)の純受取額を加えたもので、府民全体の処分可能な所得を表している。

支払の面から見ると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に処分される。

4-3 主要系列表 府内総生産(支出側)

府内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。

府内総生産(支出側)では、国民経済計算に準じ、最終消費支出、総資本形成及び財貨・サービスの移出入が種類別、支出主体別等の細目とともに表章される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出入とともに示される。実質値は、生産側と同じく連鎖方式による。

なお、府内総生産(支出側)の実質値は府内総生産(生産側)実質値とし、民間最終消費支出、政府最終消費支出及び総資本形成の実質値の合計との差を「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合・開差」の実質値とする。

(1) 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出との合計である。

ア 家計最終消費支出

居住者である家計(個人企業を除く)の消費財及びサービスに対する支出である。

居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録される(持ち家の帰属家賃)。

家計最終消費支出の内訳項目として、国連の個別消費の目的別分類(COICOP)におおむね準拠した12目的分類別消費が示される。

イ 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額(中間投入+雇用人報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から財貨・サービスの販売(私立学校の学費収入等)と自己勘定による総資本形成(研究・開発)とを控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売での収入は生産コスト(=産出額)をカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

(2) 政府最終消費支出

一般政府の産出額(中間投入+雇業者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から他部門に販売した額(財貨・サービスの販売 例：国公立学校の授業料)と自己勘定による総資本形成(研究・開発)を差し引いたものに現物社会移転(市場産出の購入 例：社会保障による医療費・介護費の給付等)を加えたものを政府最終消費支出として計上する。

(3) 最終消費支出と現実最終消費

「最終消費支出」は各制度部門が実際に支出・負担した額、「現実最終消費」は各制度部門が実際に享受した便益の額を示す項目である。

具体的には、「現実最終消費」は「最終消費支出」に現物社会移転の受払を加味したものである。

ア (再掲)家計現実最終消費

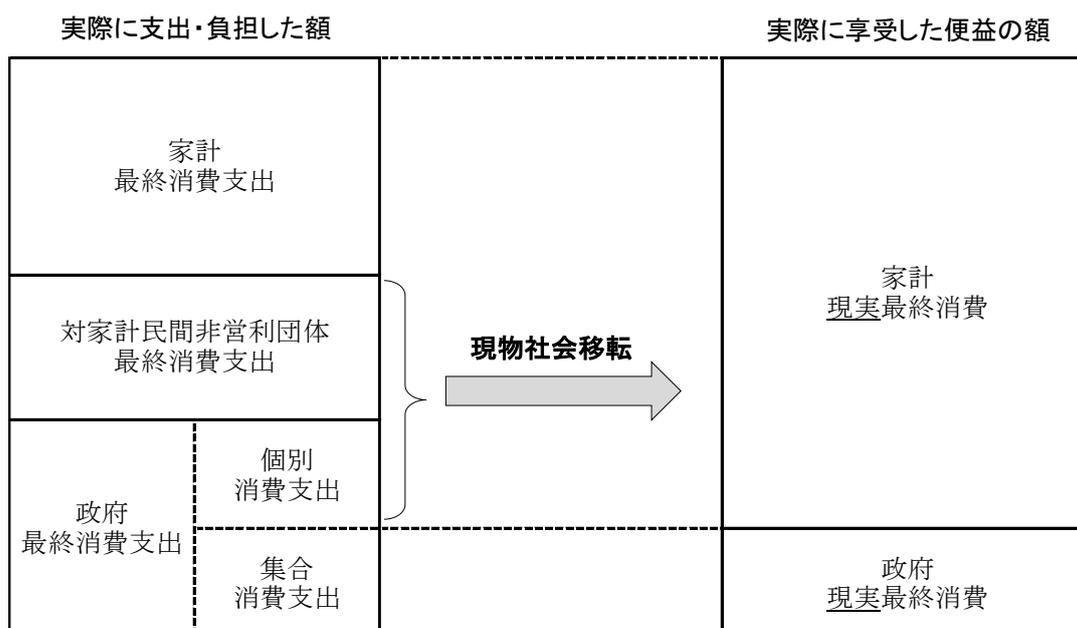
家計最終消費支出に一般政府及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた側(家計)での消費ととらえたものである。

イ (再掲)政府現実最終消費

政府最終消費支出から家計への現物社会移転である個別消費支出を控除し、政府の自己消費分である集合消費支出を算出したものである。

個別消費支出：現物社会移転として政府が家計に対して支給する個別的サービスについての支出(例：医療、教育、保健衛生)

集合消費支出：政府が社会全体又は社会の大部分に対して供給する集会的サービスについての支出(例：消防・救急)



(4) 府内総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計(個人企業)の支出(購入及び自己生産物の使用)のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、「総固定資本形成」と「在庫変動」から成る。

ア 総固定資本形成

有形又は無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源(種畜、乳牛、果樹等)、⑤知的財産生産物(研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア)を含む。防衛装備品については、基礎データの制約等から都道府県別には実際の計測は困難であるため、推計しない。

なお、中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用され尽くすか、あるいは将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。

イ 在庫変動

企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量増を、その期間の市場価格で評価したものである。

期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られるが、この増減額には期首/期末の評価価格の差による変化も含まれるため、この差分を除いた在庫品評価調整^(注)後で評価する。

(注)在庫品評価調整

府民経済計算においては発生主義の原則が採られており、在庫変動は当該在庫の増減時点における価格で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくもので、先入先出法や平均原価法等企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には期首/期末の評価額の差分も含まれている。この差分を除くための調整が在庫品評価調整である。

(5) 財貨・サービスの移出入(純)

財貨・サービスの府外(国外を含む)との取引と直接購入から構成される。直接購入とは、居住者(非居住者)による府外(内)市場での財貨・サービスの直接購入である。

(6) 統計上の不突合

府内総生産の生産側と支出側の数値は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法(基礎資料や推計方法)が異なっているため、推計値に若干の不一致が生じることがある。この差額を統計上の不突合といい、支出側に計上し、両側のバランスを成立させている。

(7) 府外からの所得(純)

府民所得から府内純生産(要素費用表示)を差し引いて求める。府民が府外から受け取った雇用者報酬、投資収益、財産所得(利子、配当等)と府外へ支払った同項目との差額である。

(8) 府民総所得(市場価格表示)

府民所得は、それぞれの経済活動部門が一年間に財貨・サービスを購入する面、すなわち、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。

府民総所得は、府内ベース(概念)である府内総生産に府外からの所得(純)を加えた府民総生産に対応するものである。

4-4 基本勘定(統合勘定)

統合勘定は、財貨・サービスの取引、第1次所得の配分及び移転取引を制度部門を統合して記録し、一定期間(通常は1会計年度)における経済活動の結果を総括したものである。

(1) 府内総生産勘定(生産側及び支出側)

府内における経済活動を総括する府内総生産を生産側と支出側からとらえるものであり、制度部門の所得支出勘定及び資本勘定を統合して記録する。

勘定の貸方(支出側)は、府内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した府内総支出である。構成項目としては、民間最終消費支出、政府最終消費支出、府内総固定資本形成、在庫変動、財貨・サービスの移出入(純)及び統計上の不突合が示される。

勘定の借方(生産側)は、府内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した府内総生産である。構成項目としては、雇用者報酬と営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、(控除)補助金が示される。

- ア 民間最終消費支出 イ 政府最終消費支出
ウ 府内総固定資本形成 エ 在庫変動
オ 財貨・サービスの移出入(純) カ 統計上の不突合

「4-3 主要系列表 府内総生産(支出側)」参照

- キ 雇用者報酬 ク 営業余剰・混合所得

「4-2 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」参照

ケ 固定資本減耗

建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等から成る固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。

企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価(再調達価格)で評価される。

- コ 生産・輸入品に課される税 サ (控除)補助金

「4-2 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」参照

(2) 府民可処分所得と使用勘定

府内で発生する第1次所得に府外からの雇用者報酬の受取(純)及び財産所得の受取(純)が加えられることによって府民概念の第1次所得が定義される。これに府外からの経常移転(純)が加わって府民可処分所得が決まる。

府民可処分所得から民間最終消費支出及び政府最終消費支出を行い、バランス項目が府民貯蓄である。

ア 府民可処分所得 イ 雇用者報酬

「4-2 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」参照

ウ 府外からの雇用者報酬

労働力を提供したことによる雇用者報酬の府内居住者と府外居住者の間の受払を純計として表したものである。

エ 営業余剰・混合所得 オ 府外からの財産所得(純) カ 生産・輸入品に課される税・関税 キ (控除)補助金 ク 府外からのその他の経常移転(純)

「4-2 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」参照

ケ 民間最終消費支出 コ 政府最終消費支出

「4-3 主要系列表 府内総生産(支出側)」参照

サ 府民貯蓄

各部門の雇用者報酬、営業余剰・混合所得の受取や各種の経常移転の受取から成る経常的収入から消費支出や各種の経常移転の支払から成る経常的支出を差引いた残差として定義される。

家計部門の貯蓄率は、次の式により導出される。

$$\text{貯蓄率} = \text{貯蓄} \div (\text{可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整})$$

(3) 資本勘定

資本形成とその資本の調達とのバランスを制度部門について統合したものである。

国民経済計算では資本勘定と金融勘定に分かれているが、府民経済計算では非金融面の資産等の取引による変化について記録する。

ア 府民貯蓄

「(2) 府民可処分所得と使用勘定」参照

イ 府外からの資本移転(純)

反対給付を伴わない移転のうち受取側の資本形成やその他の資本蓄積又は長期的な支出

の資金源泉となり、支払側の資産又は貯蓄から賄われるような移転である。

ウ (控除)統計上の不突合 エ 府内総固定資本形成

「4-3 主要系列表 府内総生産(支出側)」参照

オ (控除)固定資本減耗

「(1) 府内総生産勘定(生産側及び支出側)」参照

カ 在庫変動

「4-3 主要系列表 府内総生産(支出側)」参照

キ 純貸出(+)/純借入(-)

制度部門別の資本勘定のバランス項目であり、貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と非金融資産の純取得(純固定資本形成、在庫変動)の差額として導出される。

(4) 府外勘定(経常取引)

府全体としてとらえた府外取引を計上しており、府外の視点から見た勘定である。

国民経済計算では経常取引、資本取引及び金融取引に区分されるが、府民経済計算では経常取引について記録する。

経常取引は、財貨・サービスの移出入(純)に加えて、雇用者報酬の受払、財産所得(純)の支払(府視点では受取)及びその他の経常移転(純)の支払(府視点では受取)が記録され、支払側の経常府外収支がバランス項目である。

ア 雇用者報酬(受取)

府外居住者が府内活動に基づいて受け取る雇用者報酬を指す。

イ 財貨・サービスの移出入(純)

「4-3 主要系列表 府内総生産(支出側)」参照

ウ 雇用者報酬(支払)

府内居住者が府外活動に基づいて受け取る雇用者報酬を指す。

エ 財産所得(純) オ その他の経常移転(純)

「4-2 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」参照

カ 経常府外収支

財貨・サービスの移輸出や雇用者報酬、財産所得、経常移転の受取と財貨・サービスの移輸入や雇用者報酬、財産所得、経常移転の支払との差額という、経常的な取引の収支を指す。

4-5 基本勘定（制度部門別所得支出勘定）

①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、生産活動により生み出された付加価値がどの制度部門に配分され、更に各制度部門及び府外部門間に様々な移転取引が行われる中でそれらの所得が最終的にどのように振り分けられているかを示している。

① 非金融法人企業

金融・保険サービス以外の産業活動を行う法人企業又は準法人企業である。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

② 金融機関

市場において金融取引に従事することを主たる業務とする法人企業又は準法人企業である。金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

③ 一般政府

中央政府（国、国出先機関）、地方政府（都道府県、市町村）とそれらによって設定、管理されている独立行政法人、地方独立行政法人及び社会保障基金等から構成される。

④ 家計（個人企業を含む）

単に消費者としての家計のみならず、個人企業も含む。これは、個人企業の場合、企業としての経理と業主の家計としての会計が判然と区別されておらず、統計作成上両者を分離することが困難であることに加え、分離しないままでとらえる方が個人企業家計の意思決定や行動を正確に把握できるという考え方に立っている。

⑤ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体（＝対家計民間非営利サービス生産者）により構成される。

これら以外の用語については、「4-2 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照されたい。

4-6 基本勘定（制度部門別資本勘定）

①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、資本蓄積の形態とそのための資本調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。

土地の取引は居住者の間でのみ行われ、府県をまたがる土地の売買は金融取引とみなされるため、府内では土地の売却と購入が等しい。このため、統合勘定の資本勘定では土地の購入（純）は記録されないが、制度部門別には純購入が記録される。

バランス項目は純貸出（+）/純借入（-）であるが、貯蓄（純）と資本移転（純）が総固定資本形成（控除）固定資本減耗、在庫変動及び土地の購入（純）の合計を上回る場合は純貸出、下回る場合は純借入となる。

用語については、「4-3 主要系列表 府内総生産（支出側）」及び「4-4 基本勘定（統合勘定）」を参照されたい。

4-7 経済活動別府内総生産及び要素所得

経済活動別に府内総生産の1次分配が示される。

経済活動別府内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の府内純生産が、更に生産・輸入品に課される税(控除)補助金を控除して府内要素所得が得られる。

府内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

① 市場生産者

財貨・サービスを経済的に意味のある価格で供給する生産者を指す。

市場性の判断の基準として、原則として、売上高が生産費用の50%以上であれば市場性があるとする。

制度部門ごとに見ると、非金融法人企業、金融機関、家計(個人企業)が該当する。

② 一般政府

「4-5 基本勘定(制度部門別所得支出勘定)」参照

③ 対家計民間非営利団体

「4-5 基本勘定(制度部門別所得支出勘定)」参照

4-8 経済活動別就業者数・雇用者数

経済活動別府内総生産及び要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量が就業者数、雇用者数により示される。

就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従業者から成る。

2か所の事業所に雇用される者については2人と数えるため、国勢調査等の調査から得られる計数より就業者総数は大きくなっている。

パート・タイム労働者については、フル・タイム労働者と同様に1人としている。

<参考資料> 経済活動別分類と日本標準産業分類の対応表

SNA経済活動別分類(平成23年基準)	日本標準産業分類(H25.10)
1 農林水産業	
01 農業	01 農業 (0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス業)
02 林業	02 林業
03 水産業	0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」 03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
2 鉱業	
04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業	
05 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場
06 繊維製品	11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)
07 パルプ・紙・紙加工品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
08 化学	16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品)
09 石油・石炭製品	17 石油・石炭製品製造業
10 窯業・土石製品	21 窯業・土石製造業 (2181 砕石製造業→鉱業)
11 一次金属	1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業
12 金属製品	23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業
13 はん用・生産用・業務用機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業
14 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
15 電気機械	29 電気機械器具製造業
16 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
17 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」
18 印刷業	15 印刷・同関連業
19 その他の製造業	12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし皮・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道業	
20 電気業	33 電気業
21 ガス・水道・廃棄物処理業	34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業	
22 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業

SNA経済活動別分類(平成23年基準)	日本標準産業分類(H25.10)
6 卸売・小売	
23 卸売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
24 小売業	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食品小売業（5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業） 59 機械器具小売業 60 その他の小売業（6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業） 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業	
25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む） 861 郵便局のうち「郵便」 693 駐車場業 （自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く） 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業	
26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業（うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く） 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 （7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」）
9 情報通信業	
27 通信・放送業	37 通信業 862 郵便局受託業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業
28 情報サービス ・映像音声文字情報制作業	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業	
29 金融・保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関（6421 質屋→小売業） 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
11 不動産業	
30 住宅賃貸料	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料
31 その他の不動産業	68 不動産取引業 691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） （6912 土地賃貸業を除く） 692 貸家業、貸間業 693 駐車場のうち自動車の保管を目的とする駐車場 （所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む） 694 不動産管理業

SNA経済活動別分類(平成23年基準)		日本標準産業分類(H25.10)	
12 専門・科学技術、業務支援サービス業			
32 専門・科学技術、業務支援サービス業	70	物品賃貸業	
	71	学術・開発研究機関	
	72	専門サービス業（他に分類されないもの） （727 著述家・芸術家→その他サービス）	
	73	広告業	
	74	技術サービス（他に分類されないもの） （746 写真業→その他サービス業）	
	91	職業紹介・労働派遣業	
	92	その他の事業サービス業	
13 公務			
33 公務	97	国家公務	
	98	地方公務	
	8511	社会保険事業団体	
14 教育			
34 教育	7721	配達飲食サービスのうち「学校給食」	
	81	学校教育 （819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」→保健衛生・社会事業）	
	82	その他の教育、学習支援業 （821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス） （8229 その他の職業・教育支援施設のうち 「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業）	
15 保健衛生・社会事業			
35 保健衛生・社会事業	819	幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」	
	6033	調剤薬局のうち「調剤」	
	8229	その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」	
	83	医療業	
	84	保健衛生	
	85	社会保険・社会福祉・介護事業 （8511 社会保険事業団体→公務）	
16 その他のサービス			
36 その他のサービス	014	園芸サービス	
	727	著述・芸術家業	
	746	写真業	
	78	洗濯・理容・美容・浴場業	
	79	その他の生活関連サービス業 （うち 791 旅行業→運輸・郵便業）	
	80	娯楽業	
	821	社会教育	
	823	学習塾	
	824	教養・技能教授業	
	87	協同組合（他に分類されないもの）	
	89	自動車整備業	
	90	機械等修理業（別掲を除く） （901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業）	
	93	政治・経済・文化団体	
	94	宗教	
	95	その他のサービス （952 と畜場→食料品製造業）	